議第三号議案

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、保健医療部及び病院局」を「及び保健医療部」に改める。

附　則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月二日提出

埼玉県議会議員　須賀敬史
同　石川忠義
同　細田善則
同　江原久美子
同　飯塚俊彦
同　安藤友貴
同　井上航
同　萩原一寿
同　秋山文和
同　齊藤邦明
同　中屋敷慎一
同　木下高志
同　山本正乃
同　神尾髙善
同　小林哲也
同　小谷野五雄
同　木村勇夫

提案理由

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、常任委員会の所管事項を改めたいので、この案を提出するものである。